

SMCグループ行動規範

「SMCグループ企業行動指針」を踏まえて、SMCグループのすべての役員、従業員（臨時従業員や派遣社員などを含みます）が遵守すべき事項をより具体的に定めた「SMCグループ行動規範」を以下のとおり制定します。

また、仕入先（業務委託先を含みます）に対しても、本行動規範の趣旨を尊重することを要請します。

1. 法規範の遵守

国の内外を問わず、すべての法令、規則、倫理規範を遵守し、またその趣旨を理解して、公明正大な企業活動を遂行します。

【具体的な行動規範】

①会社の業務においてはもちろん、日常生活においても法令等に違反する行為は行いません。

②会社の財産を私的に流用する行為、会社における地位や職務を利用して自己または第三者の利益を図る行為は行いません。

・公私混同を疑われるような行為も行いません。

③安全保障輸出管理に関する法令等や国際ルールに違反する行為は行いません。

④紛争鉱物は使用しません。

・特定の紛争地域において非人道的な行為を行っている武装勢力の資金源となっていることが疑われる鉱物資源は使用しません。

⑤法令等に違反はしなくとも、商道徳や倫理に反する行為は行いません。

2. 顧客および取引先の信頼獲得

自由で公正な競争を行うとともに、顧客のニーズに応える製品・サービスおよび正しい製品情報を的確に提供し、顧客の信頼を得られるよう努めます。

また自由で公平な取引関係の上に取引先との信頼関係を築き、相互の発展を図ります。

【具体的な行動規範】

①お客様第一主義を貫き、優れた製品・サービスの提供に努めます。

- ・お客様のご要望にはすべて応えるという姿勢で誠実に対応します。
- ・お客様との緊密なコミュニケーションを通じて、お客様のニーズを的確につかみます。
- ・研究・研鑽に努め、お客様に信頼される高度な技術を培います。

②製品の安全性に留意し、適切な対応を心がけます。

③独占禁止法に違反する行為など、不公正な取引は行いません。

③-1 お客様との取引を公正に行います。

- ・適正な表示、広告宣伝活動を行います。
- ・不適切な接待、贈答等は行いません。

③－2 販売代理店との取引を公正に行います。

- ・再販売価格の拘束など、不公正な取引は行いません。

③－3 仕入先との取引を公正に行います。

- ・購入者、発注者としての立場を利用した不公正な取引は行いません。
- ・不適切な接待、贈答等は受けません。

③－4 公正な競争を行います。

- ・同業他社との不正な申し合わせは行いません。また、同業他社と不必要に接触しません。
- ・他社の営業秘密を不正に取得または使用しません。
- ・同業他社の営業活動を不正に妨害する行為は行いません。

④お客様や他の企業・個人の知的財産を尊重するとともに、SMCグループの知的財産・ブランドを守ります。

⑤お客様や取引先の営業秘密・個人情報はもちろん、当社の営業秘密・個人情報も厳重に管理します。

3. 株主および投資家の理解と支持

公正かつ透明な企業経営を行い、法的な制約を受けない限り必要な企業情報を適時的確に開示し、株主および投資家の理解と支持を得られるよう努めます。

【具体的な行動規範】

①適法かつ適正な会計処理、税務申告を行います。

②企業情報を適時的確に開示し、インサイダー取引は行いません。

4. 従業員の人格尊重および差別の禁止と職場環境の充実

従業員一人一人の人格、個性を尊重し、国籍、人種、民族、信条、宗教、性別等に基づくいかなる非合理な差別もなく、各自が意欲を持ち、能力を十分に發揮できる、安全で働きやすい職場環境の維持に努めます。

【具体的な行動規範】

①人格を尊重し、不当な差別は行いません。

- ・採用、昇格、人事評価等において、国籍、人種、皮膚の色、家系、民族、信条、宗教、婚姻の有無、性別、障がい、性的指向、出生地、社会的身分等に基づく不当な差別は行いません。
- ・セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の嫌がらせ、過剰な懲罰など人道に反する行為のない職場環境の維持に努めます。

②児童労働、強制労働、過重労働は行わせません。

- ・法定の就労可能年齢に達していない児童との雇用契約は行いません。
- ・従業員の精神または身体の自由を不当に拘束する労働、極端に劣悪な環境での労働や過酷な重労働のない職場環境の維持に努めます。
- ・過剰な時間外労働による従業員の健康被害の発生防止に努めます。

③適正な労働時間管理、賃金管理に努めます。

- ・時間外労働は労使協定の範囲内で上司の許可と命令により行います。
- ・最低賃金規制を下回る賃金での雇用契約は行いません。

④職場の安全・衛生の確保に努めます。

④-1 機械装置、職場環境の安全対策に取り組みます。

④-2 衛生対策（特定化学物質対策を含む）に取り組みます。

④-3 防災体制、災害発生時の報告体制および復旧計画を整備し、適切な対応を行います。

・災害発生時には、生命・身体の安全確保に最優先で取り組みます。

・お客様に迷惑をかけないため、事業活動を継続できる体制を確立します。

5. 社会とのコミュニケーション

良き企業市民として、広く社会とのコミュニケーションを図るため、社会からの要求に配慮するとともに、必要な企業情報を適時に開示します。

また地域の発展と快適で安全な生活に資する活動に協力するなど、地域社会との共生を目指します。

【具体的な行動規範】

①地域社会の文化や慣習を尊重し、地域社会との調和・共存を図ります。

②学術や産業の発展に応分の貢献をします。

・グローバル企業としての社会的役割を果たすため、企業活動に支障のない範囲で、学術研究や産業振興に対する助成、研究成果の発表などを行います。

③地域社会に直接影響を及ぼす情報は、速やかに開示します。

・事業場内で発生した火災・事故などの情報は、速やかに地域住民、自治体、関係官庁等に通知します。

④他者の人格を傷つけ、SMCグループの品位を損なうような言動、広報活動等は行いません。

6. 政治・行政との関係

政治・行政との関係は、関連法令や社会常識に反するがないよう、健全で透明な関係を維持します。

【具体的な行動規範】

①不適切な政治献金・寄付、特定政党・候補者への不適切な支援は行いません。

②国の内外を問わず、公務員に対して不適切な接待、贈答等の利益供与は行いません。

7. 反社会的勢力、団体等への対応

社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力、団体および個人とは一切関係を持ちません。

またこれらの者からの要求に対しては毅然とした態度で臨み、不当な要求には一切応じません。

【具体的な行動規範】

①金銭の交付、機関誌等の購読、関係企業との取引などの形態を問わず、反社会的勢力とは一切関係を持ちません。

②業務上または私的なトラブルの解決のために、反社会的勢力の力を借りません。

8. 環境問題への取り組み

地球環境の保護は、企業の存在と活動の必須要件であることはもちろん、人類共通の課題であることを認識し、豊かな自然と安全に暮らせる環境の維持向上に取り組みます。

【具体的な行動規範】

- ①環境に配慮した製品の開発・供給に努めます。
- ②事業活動の全過程において、環境保護に配慮します。
 - ・使用禁止物質に関する規制を守ります。
 - ・排水、排気や廃棄物の処理を適正に行うとともに、廃棄物の削減に取り組みます。
 - ・省資源、省エネルギーを徹底します。

9. 企業倫理体制への主体的取り組み

役員は、「SMCグループ企業行動指針」の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底し、実効性のある社内体制を整備します。萬一同指針に反するような事態が発生したときは、役員自らが原因究明・問題解決・再発防止を図り、自らを含め厳正な処分を行います。

【具体的な行動規範】

- ①コンプライアンス委員会を中心に、コンプライアンスに取り組みます。
 - ・経営トップを中心に構成するコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する体制の構築、指針等の改定、教育の実施、問題発生時の対処等を行います。
 - ・従業員も、SMCグループの方針を理解し、主体的にコンプライアンスに取り組みます。
- ②不正行為の抑止と是正に役立てるため、内部通報制度を整備・運用します。
 - ・内部通報者の保護を図り、正当な通報を行った者に対する不利益取り扱いや嫌がらせ行為を禁止します。

附 則

制 定 日 2006年 5月 1日
最終改正日 2017年11月 8日

以 上

SMC株式会社 コンプライアンス委員会